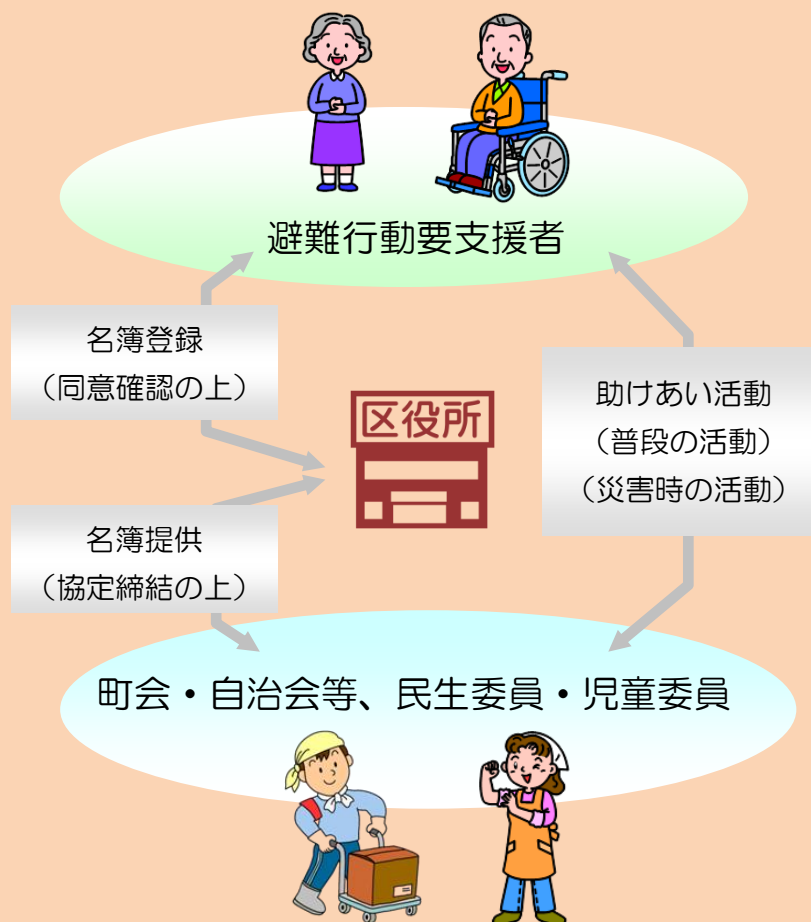


避難行動要支援者支援 の取組み

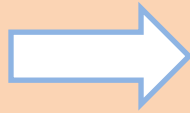
— 地域助けあいの仕組みづくり —

大きな災害が発生した時は、行政や警察・消防等の態勢が整うまでの初動期の行動が重要ですが、自ら避難することが困難な方々もおられ、地域の中での助けあいが必要となります。

そこで世田谷区では、町会・自治会等との協定を結んだ地域において、災害時に援助を必要とする方の名簿を提供し、助けが必要な方（避難行動要支援者）と、援助する方とを結びつける取組みを進めています。

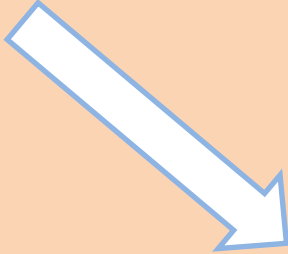
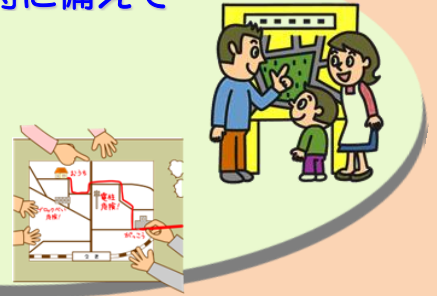


世田谷区



◆いざという時に備えて

- ・防災訓練への参加
- ・危険箇所の把握
- ・マップの作成 など



◆災害発生時の活動

ご自身とご家族の安全を確認してから

- ・安否の確認
- ・状況や避難先の伝達
- ・必要な援助の要請 など



◆日頃からの関係づくり

- ・顔合わせ
- ・地域行事での交流
- ・民生委員の訪問
- ・回覧板 など



ここにあげた活動は一つの例ですので、町会・自治会等の状況に応じて、できるところから進めてください。

避難行動要支援者名簿の対象範囲

名簿に登載するのは、加齢や障害により自力で自宅外への避難や意思表示が困難な方とし、具体的には以下を標準案としています。

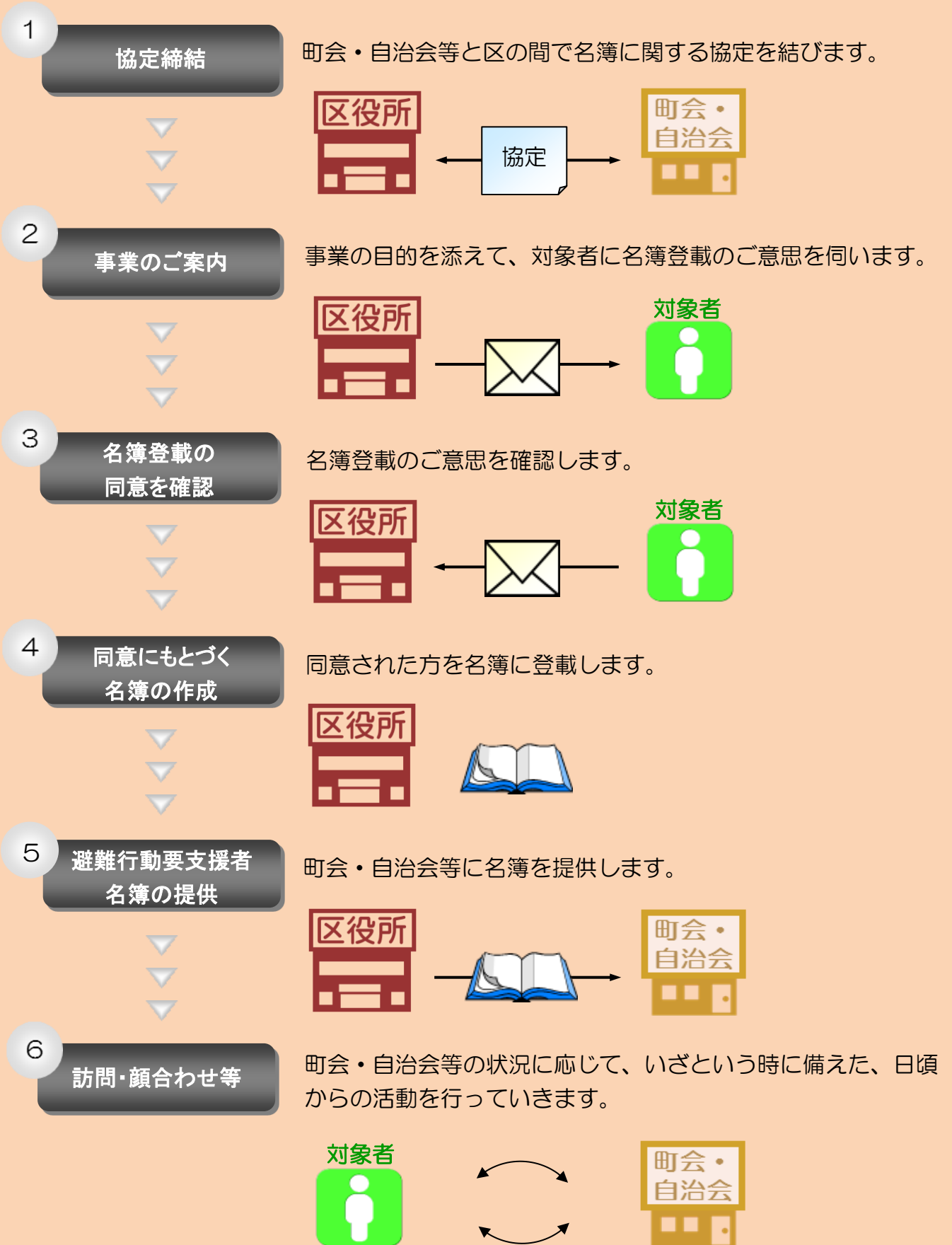
- ①要介護4または5の方
- ②要介護3で、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の方
- ③身体障害者手帳1級で、次の種別に該当する方（視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚） ※聴覚は2級まで
- ④愛の手帳1度または2度の方

名簿に登載される項目

個人情報の提供に同意いただいた方について、以下の情報が名簿に登載されます。

- ◇氏名、世帯主名
- ◇住所、電話番号、FAX 番号
- ◇年齢、性別
- ◇要介護・身体障害（視覚・聴覚の表示を含む）・知的障害の別

名簿はこうして作られます



名簿に登載された方へのお願い

災害時には、地域の方も被害に遭う可能性があります、支援者が十分に活動できないことも考えられます。

日頃から、地域の方々と良好な人間関係を築くよう努力していただくとともに、災害時には支援を待つだけでなく、自分から、近所の方に声をかけていただくなど「自分の身は自分で守る」という心がけをいつも持ちましょう。

個人情報取扱

地域の町会・自治会等、区域内担当の民生委員・児童委員へ提供する名簿には、個人情報の提供に同意いただいた方を登載します。

区と町会・自治会等は名簿の管理等について協定を結び、その中で事故のないように保管していただくこと、名簿の保管者を特定して、責任もって管理していただくことなどをお願いしています。

また、民生委員・児童委員には秘密の厳守が義務付けられています。

問い合わせ先

◇世田谷総合支所地域振興課(地域振興・防災)

所在地:世田谷4-22-33 電話:5432-2831 FAX:5432-3032

◇北沢総合支所地域振興課(地域振興・防災)

所在地:北沢2-8-18 電話:5478-8028 FAX:5478-8004

◇玉川総合支所地域振興課(地域振興・防災)

所在地:等々力2-28-5(仮設庁舎) 電話:3702-1603 FAX:3702-0942

◇砧総合支所地域振興課(地域振興・防災)

所在地:成城6-2-1 電話:3482-2169 FAX:3482-1655

◇烏山総合支所地域振興課(地域振興・防災)

所在地:南烏山6-22-14 電話:3326-9249 FAX:3326-1050

◇危機管理室災害対策課

所在地:世田谷4-21-27 電話:5432-2262 FAX:5432-3014

◇保健福祉部調整・指導課

所在地:世田谷4-21-27 電話:5432-2427 FAX:5432-3017